

佐伯雜記(五)

文化年中、藩士閑谷長久が江戸詰の時幕府に驕馬（きようば）があり誰一人乗り得る者がなかつた。たまたま長久が乗馬の名手である事

を聞いた幕府は長久にその驕馬を試みて貰いたいと依頼して來た。長

久が馬に乗り馬の行く所に任せると馬は驚いて疾風の如く二里程走つて池上本門寺の前に止つた。長久は馬を降り馬に水を飲ませ又乗つて

帰つて來た。以来流石の驕馬も馴れて長久の意の如くになり、將軍はこれを聞いて非常に喜んだ。当時久保泊の小町川は相撲がうまく、落

野浦の歳太夫（さいだゆう）は淨瑠璃がうまく、長久の馬術と共に佐

伯の三術人と言つた。

帰つて來た。以来流石の驕馬も馴れて長久の意の如くになり、將軍は

土木

寛政年中藩士川野李兵エ（もくべえ）も馬術の薈高く、高慶がその馬上で銃を放つ術を見た時、李兵エは場に入るや否や鎧（あぶみ）をはずし急に馬を走らせ、銃を操つて見事に的を射つた。高慶が再び命

すると全く前と同じ様に行なつた程の名人であった。嘉永中藩士野村正利も又馬術の薈高かつた。

原城の戦に畠山王（えんまおう）と称した六尺六寸三分の銃で、よく敵を射つた事は余りにも有名である。高政以後その技は漸く衰え、下野村（鶴岡）の庄屋染矢時宜のみが其の術に通じ子孫の教育に当つていた。高慶は之を賞して正徳五年（一七一五）十一月白銀五十両を下賜し年賀の礼を受ける事にした。時宜の弟子のうち、下川丹右エ門、松本重昌、有右エ門、万石エ門は銃の四大王と言われていた。

高慶（高丘（たかおか）の二代に仕えた家老黒木実応（じつおう）も銃をよくし長さ二尺八寸、重さ十五貫の銃を両手に持ち三十町外の的を射つた程の名手であった。

初代高政以後五代迄の藩主は皆若死か病弱で五代高久が元禄四年（一六九一）小田堰を作つた以外は何等見るべきものはないが、六代高慶は次の業績を挙げている。即ち宝永四年（一七〇七）十月の大地震に大津波が城下町の四百八十六戸を倒壊した時、僅か六十四日の短時間で中村から五所明神下に堤防を作り、更に享保四年（一七一九）には城下町の外堀り、養賢寺から因獄所の前迄に長堤を築き松を植え

堤の外を堀つて河水を引き右に折れて六本松の蔵船場迄続く長堤に榎を植えて津波を防いだ。又荒廃に任されていた鶴屋城を宝永六年（一七二二）から享保十四年（一七二九）迄の時白を費して修理し、元禄十四年（一七〇一）には養賢寺前に馬場崎関門を、宝永五年（一七〇八）には本町の東端に拵形の閑を作り、正徳三年（一七一三）には和田坂外に畠壁を築き、享保二十年（一七三五）には角石閑を和田坂に移して城下の外周を固めた。

この他宝永三年（一七〇三）旧上野村鬼ヶ瀬堰を作り、旧上野村七十一町の田を灌漑し、享保十七年（一七三二）には旧長瀬村の百姓を水害を避けて旧古市村石走に移し、又元文七年（一七三六）九月城下町の大穴で三百三十七戸焼けた機会を捉えて、新に身分によつて住所を定める事とし本町を給人、中小姓、鉄砲を徒士、目付格、下中町、下古市町、下中島町を足軽小頭と足軽の住む所とし、上中町、上古市町、上中島町を商人の住所とし市内に住む百姓は皆中村に移した。この住所を定めた事は高慶の果斷で初めて出来た事業と言つてよい。

治 水

佐伯の治水工事は、江戸時代中期元禄四年（一六九一）五代高久の

代に小林九左エ門の建言により九左エ門を奉行として工事をした上野村小田堰がその初めである。この堰によつて上岡、古市、下野の三村に水を引き百五十七町八反の田を灌漑する事が出来た。

その後再度の水害によつてこの堰は甚だしく破壊し元禄四年（一六九一）より百三十五年後の文政九年（一八二六）下野村本匠村の庄屋染矢睦時が大修理を行つた。

六代高慶の代に小林九左エ門は奉行となつて上野村鬼ヶ瀬堰の工事を行い、宝永三年（一七〇三）に落成し旧上野村七十二町を灌漑した。これ等の功績により九左エ門の榮達を嫉妬するのは徒は、九左エ門を讒訴し之が為九左エ門は追放となり、一時床木村（彌生村）に住み、次いで浅海井に移り八年の憂き時を過したが、浅海井に居た時も水利の便を計り曉嵐の滝から水路を作つて若干の水田を開発した。

文化十四年（一八一八）十代高翰の代、旧切畠村の庄屋出納藤左エ門は幾多の労苦を重ねて常盤渠を竣工し平井、細目の田に灌漑した。又安政三年（一八五六）十一代高泰の代に田島以貢、松下重胤が奉行となつて古市村鵜木渠を工事し二十九町五反の地を灌漑する事が出来た。

ある。

かれ、西谷、大手前の所も今は影を没している。

橋

洪水

寛政七年（一七九五）向島に架けられた国益橋は佐伯城下に架けられた板橋の初めで、国益橋は諸木植付所と向い合っていたから諸木橋と呼ばれたい。この板橋によつていかに國に益するか判らないと言つたので國益橋と付けられたのである。

次いで天保六年船頭町の商人の寄附金で向島に万年橋がかけられ、文久二年（一八六二）太平橋、宝永三年（一七〇六）樹形の土橋が架けられた。橋のなかつた時は全て渡船によらねばならなかつた。

佐伯の市街で花岡岩の橋が人目を引く、之は初め西谷、大手前、潮流寺前、広小路、新屋敷の五ヶ所にあつた。古老の話では藩政時代牢獄にいた罪人の労働によつて得た金を、藩で蓄え相当の額に達した時協議の結果、市民に最も喜ばれる施設に使う事になつて石橋を架けたと言ふ、俗に白橋と言つてゐる。

中野村小半のつり橋は明治三十一年（一八九八）に架けられたものでえは佐伯地方の画期的工事と言つてよい。

幾多の佐伯情話を持った諸木橋、万年橋、太平橋は埋立のため取除

元禄十五年（一七〇二）から明治初年（一八六八）迄大水害の記録は三十一回を数えている。

この内田畑の被害の最も多かつたのは正徳一年（一七一二）の一万三千六百四十石の損米であつた。

これを佐伯二万石の立場から計算するとその六割八分の田畑が被害をうけた事で如何に被害が大きかつたかが判る。

家屋の破壊流失では延宝元年（一六七三）の千三百七十九戸が最も多い。享保二年（一七一一）の領内の戸数は五千三百三十戸で藩内の戸数は当時の情勢から考へて僅か三十七年間には余り増減は見られないと考えられるから、領内の戸数の一割六分が破壊流失した事であつた。

船の流失破損は享保十四年（一七二九）の百六十四艘が最も多く、死者は宝永二年（一七〇四）の三十一人が最も多かつた。

佐伯には元禄九年（一六九六）、宝永四年（一七〇七）、安政元年（一七七二）の三回津波があった。元禄九年七月の大地震による津波

では田畠六、九〇〇石の損米があり、宝永四年十月の大地震では高さ一丈の津波が七回城下に打ち寄せ藩は男女を問わず城内でも構いなく避難させた。この時領内の被害は田畠四、四七四石、家屋の倒潰一、

〇九二戸、船の流失十二、死者二十二人であった。高慶が現在の馬場、中村に堤防を築いたのはこの被害からであった。明和六年七月の大地震には津波の流言に城下は大騒ぎとなり藩は万一の場合を考慮して藩士を動員して部署につけ変事に備えたが地震による家屋の倒潰百十五戸のみで津波の襲来はなかった。安政元年十一月の大地震では一日數十回、大小の地震に見舞われ市民は上下の区別なく皆城山に避難した。

この為徳川幕府以前の佐伯に関する古文書はほとんど見ることが出来なくなつた。又江戸の佐伯藩邸にあったものも再度の火事と先年の戦災に全く失つてしまつた。これ等の関係から佐伯の桃山時代以前の事柄は不明の部分が多いのは残念である。

元禄七年から文化六年迄佐伯領の火災に就いて見ると元文元年（一七三八）城下町三百三十七戸を焼いたのが最も大きい。次いで明和六年（一七六九）の三百十一戸である。

元文元年の火災に当り六代高慶は金穀、葺綱等を罹災者に与え、これが後世の慣例となつた。

宝暦五年（一七五五）七代高丘はそれ迄家中の者や町人の家が草屋であつたが取除かれてしまい、今は繁茂した松の並木は見る事が出来

佐伯の史上最も大きい火災による被害は元和三年（一六一七）鶴屋城二の丸の火災である。これは初代高政が領内の古文書を残りなく強制的に藩に集め、雑書の類は角石で焼き捨て重要なものだけを全てこの一の丸に保存してあつた。それをこの火災で全て焼いてしまつたからである。

根であったのを、外見も悪いし火災の起りやすい事から瓦屋根にせよと家中、内町船頭町の町人に命じ、以来年を追つて瓦屋根が増加した事は文化施設として一大改革であったと言つてよい。

蠟

八代高標（たかすえ）は一七九四年三月向島に樹芸場一名諸木植附所を設け関谷儀（さだむ）を奉行にして櫟（はぜ）の苗を作り之を山や野に移植し、その実から蠟（ろう）を作つて年々多額の収益をあげる事が出来た。奉行の関谷儀は再度長崎に使する其の往復に福岡を通

り其の土地の人から詳しく述べの事を聞いていたがこれを始めるには

多くの資金を要し始めかねていた。偶々大阪の豪商加島屋重兵エが用事で佐伯に来たのを幸に、儀は資金の借用を申し込んだが重兵エは其の話のまとまらない内に急に旅装を整え人を使いにして来春又下つて来るからその時相談しよう、それでも遅い事はあるまいと言わせ既に船に乗つていた。儀は之を聞いて白魚に次の和歌をそえて重兵エに送つた。

よのなかのひとのこころはしらうおの
はるくだるとけうのぼりけり

重兵エはこれに感奮して資金を貸し与え儀は之によつて、その製法を試み効果を見極めた後にこれを藩の管理に移したものであった。明治になつてこの事業は私営となり次第に衰微し大正十年には、産額催か一千四百貫となつた。これは一に洋蠟（ようろう）と電気のために圧迫された形であるが、風ゆる荒地や山や野に八代高標（たかすえ）が関谷儀（さだむ）を奉行にして櫟（はぜ）の苗を植えさせその業を盛んにした事を考へて、濫りに櫟の木を伐採せずに佐伯の秋の自然を美しくすべきではなかろうか。

飢

饉

佐伯で大飢饉のために餓死者を出した記録が享保十七年以後に八回ある。享保十七年（一七三二）の時には六代高慶は大阪から米千八百石を買い求めて領民を救い、天明の大飢饉では藩の侍医今泉元甫は米百石を藩に献じて領民を救い、又寛政十二年（一八〇〇）の飢饉にも元甫は米五十石を献じて難民を救助している。同年藩が町人達に内々他国知るべから自分借用の儀で借用してこいと申しつけ安土屋治兵エが竹田領から米三百石を借りて來た事を考へると何如に飢饉が甚しく藩も困惑していたかが判る。天保の飢饉では領民の饑饉する者が多く

少なくなかった。幕府はこの再三の飢饉対策として社会義倉、常平倉の備荒施設を設けて粉飾しては見たが、凶作飢饉に当つて飢える者の大多数を救う事ができず一般農民は「上には御仁慈と思し召され御え共百姓共には甚だの難儀」とし備荒設備が生ぬるい性格を持ち乍らその維持の為、農民に常に金穀の負担を課したため農民には甚え難い苦痛であった。この為文化八、九年（一八一一—一八一二）豊前、豊後には百姓一揆が起り備荒設備の撤廃を求め、佐伯藩にも波及して一揆が起きたが僅か一日で鎮圧する事ができた。えは佐伯藩が農民に対して他藩の如く甚しく搾取していなかつた為だとも言い得る。飢饉の時草根木皮を食べて飢えをしのいだ事はよく人の知る所で、今泉元甫の倉には飢饉に備えてカメの中に豆が沢山保在してあるのを太正になつて見出された程である。

佐伯 紙

佐伯の紙は六代高慶（たかよし）が周防（すおう）の岩国沿能村（しぶよしむら）の兵右エ門を招いて上岡に居らせ製紙を行わせたのが初めで、其の後漸く盛んになり享保十七年（一七三三）には中町に紙座（紙を扱う役所の名）を設けえを奨励すると共に販路を開いた。

その後漸く衰微に傾いた時八代高標（たかすえ）は伊豫の大州（おおず）藩から製紙に精通した岡崎仲右エ門を招いて切畑、上直見、上野、中野、因尾の百姓に習わせ支配役、監督を置いて奨励した為に再び製紙は盛んになった。この佐伯紙は品質がよく、価値は高く買われ年々十一万束を大阪に輸出し佐伯紙の名声は世間に知られていた。佐伯藩では製紙奨励の為にその原料である楮皮（こうぞのかわ）を藩に買上げ之を紙漉（かみすき）人に下げ渡して紙を作らせこれを藩に納めさせ、藩の一手販賣としていた。佐伯紙の種類には生漉（きすき）、板紙、判紙、塵紙の四種があり、生漉は紙質が最も強く美麗であった。慶応（一八六六）二月諸侯が朝廷に地方の産物を献じた時十二代高謙（たかあき）は佐伯の判紙二千枚を朝廷に献上した。これは佐伯の紙が天下に名声を博していたからである。現在紙質のよい佐伯紙の生産は洋紙に圧迫されている形であるがなお旧上野村（彌生村）では盛んに製造されている。

製塩と養蚕

昔佐伯の城下は塩屋（しおや）と言つて民は皆海水を煮て塩を作り生活していた所で佐伯茶飲話には「城下を鶴屋（つるや）の町と申す

尤も古より塩浜（しおはま）致し候処ゆへ、塩屋町とも申し候。古昔は塩屋千軒と申したる所にて此の處鶴大分はみ申す所ゆえ鶴屋と御名附なされ候」と記しており塩は佐伯城下とはことのほか縁が深い。当時の製塩法は知る文献もないが十代高翰（たかなか）時代文化十二年（一八一五）十二月田野浦に塩田を開墾したのが塩田の初めと思われる。

養蚕は文久元年（一八六一）郡代兼町奉行であつた古賀親敬（しんけい）が「五畝の宅に植えるに桑を以てするは聖賢の遺業である。宜しく之に従え」と人に奨めたのが佐伯の養蚕の初めで、当時は家中の者が催かにその邸内に桑を植え蚕を飼育した程度であつたが、明治以後は非常に盛んになり大正十一年には六万貫、昭和元年には九万一千貫を産し昭和十一年（一九三六）には佐伯地方の養蚕家約三千六百戸を数えその産額は十九万貫であつた。

戦後「レー・ヨン」にくわれ産額もへり、桑園はすたれ、再び元の田畠に変つて現在桑を植へ養蚕をする所の少なくなつたのは時勢の示す所であろう。

森林は六代高慶（たかよし）の時から十分に保護され、自分の山林でも無断に伐る事又材木を他領に売る事は禁ぜられていた。その頃天保二年（一七一七）一月堅田村（佐伯市）山口村肝煎太右エ門が無断で材木を伐り他領に売り斬罪に処せられ家内六人は領外追放となつた記事がある。五人組帳に「御立山竹木之義は申すに及ばず、百姓持山たりと言え共、無斷狼（みだり）に伐採り申すまじく候事」と決めたのは享保五年（一七二〇）十一月で益々山林の保護は厳重となつた。

八代高標（たかすえ）の時山林署の文石エ門が世九年の奉公の傍（かたわら）、杉苗を育て二万株の杉苗を山林に移植し藩は之を賞して寛政五年（一七九三）米一俵を与えた。藩政時代、藩には山林事務を司る山方役所があり、土器屋（佐伯市古市）、河原（佐伯市堅田）、角道（佐伯市木立）、森崎（蒲江町名護屋）、岩屋（津久見）の五ヶ所に木場（きば）と称せられた山方（やまとかた）役所の出張所があつた。盛んになり、次で堅田の大越（おごえ）と山口、赤木村、仁田原（にたわら）、因尾（いんび）に木炭製造場を設けて益々盛んになつた。が天保六年（一八三五）には五万俵となり、大正六年には六十七万八

千七百四十俵、昭和二十四年（一九四九）は九十六万俵であった。

石 油

因尾村（本匠村）字山部（やまべ）

この石油と言うのは現在から考へても疑わしい事である。

礎 山

佐伯で最も古い室町時代の帷治の古文書に多々良（礎石を溶かすに用いるふいご）と書いてあるが何を製鍊していたのか判らない。江戸時代中期になって八代高標の時明和二年（一七六五）二月畠野浦尾浦（おうら）赤坂（あかばえ）金山が八合通り銅山開掘受山（うけやま）の義言々と言う記録があるが詳細は不明である。又明和元年（一七六四）から下野村（本匠村）野口桜口銀山を山師が発掘したがこれは偽りの山で同一年十一月には山師共は皆逃走し係りの役員が処罰されたと言ふ記録がある。

明治になつて所々の礎山を出願試掘した記録が多いが現在では廃礎同様になっているものが多い。其等の記録を見ると次の通りである。

マンガン 浅海井、因尾（本匠村）内ヶ畑、明治村（彌生村）

銅 川中及下払、下入津村竹の浦

因尾村（本匠村）字曾河内、米水津村小浦上入津（蒲江町）畠野浦字大双津及び大字楠本浦字蛇礼谷、名護屋村（蒲江町）大字森崎字草木敷

佐伯藩の侍医今泉鼎は君美と言ひ鼎庵、元甫（ていあん、げんぱ）と号し晩年は山水薬寿（らくじゅ）庵と言つた。その先祖の瀬戸口統正（むねまさ）は大友氏に仕え日田郡今泉村を領し大友氏の除国になつた時佐伯に来て姓を今泉と改め鼎はその五代であった。代々藩の侍医を努め元甫は特に貧しく賤しい者を憐れみ、貴人に心を寄せず又てらわづ、嘗て藩主の妾が胃を病み他の医師の手では治らなかつた時最後に元甫が診て「貴女は京都に生れ常に美食をなし君公の寵を得て珍美を飽食されていることがこの病の原因で、粥をすすり適宜の運動をすれば藥を飲まなくても治りましょう」と言い果してその通りであつた。

元甫は天明の饑饉に米百石を献じ更に寛政の饑饉に米五十石を献じ難民を救つたが更に私費を投じて三つの井戸を掘つた。その水は甘く多くの人が汲んだが涸れる事を知らず皆元甫の徳を称えた。

その一つは杉谷小路（三の丸下とも言う）にあり他の二つは山際に

あつて一は安井と言ひ一は啞泉と言つた。啞泉とは寛龍公のつけた名で儒者松下筑陰は之に頗して

泌者泉統之啞、非便飲者啞、以戒多言禍と書いた。之は泉の水を飲む者を啞とするのではなく井戸端会議の多くを戒めたものである。

金銀の取扱いと藩礼

佐伯藩の用金は仕置用人に預けておく習慣であったが、六代高慶は享保三年（一七一八）三月これを中止し厳しく封印の上御朱印の長持に入れ、又銀奉行の自宅で金銀の計算をしていた慣例を中止し、享保四年（一七一九）七月以後は役所で勘定人一人立会の上計算する事に改めた。

紙幣の発行に当り藩によつては一般民衆の生活を殆ど考慮に入れず、藩の利益のみを考え正貨を紙幣と引換えておきながら正貨の準備を欠ぐとか、又は急に不換紙幣に代える等の暴挙を敢て行い、物価、米価を急激に騰起させ庶民の生活を混乱窮乏せしめた藩もあつたが、佐伯藩では其等の事はなかつたのは庶民の為に幸であつた。

河童の妙薬

九代毛利高誠の時代に郡代中村彦左エ門の屋敷の大構から伝い来るのであるうか、裏庭の竹藪に毎夜奇声をあげて、十日諦り泣き叫びその後は庭を我物顔に荒す化物があつた。女小供が恐れて雨戸をしめ筋穴から覗いて見ると、背長二尺五寸、三尺足らずの俗に言う河童が何匹となくいた。一ヶ月経つたある夜、家内の者が絶叫し乍ら便所から飛び出して来て、便所の下から爪の長い三本指の化物の手が、お尻を

この藩札は日本銀行兌換券が日本の国内に通用するのと同様に佐伯の藩札は佐伯藩内で通用していた。

万一積立準備金が少く藩札の発行が多い場合は領外では通用しないが務安とされていたが、佐伯藩札は他国領でも佐伯領と同様に通用していたと言う。

搔いたと言つた。それが二三度続いた。或る夜の事和歌、薙刀に秀で
美人で知られた彦左エ門の妻が、懷剣を持って廻に入ると待つ間もな
く化物は三本の指を出した。妻は左手を伸し強くその手を握り、抜く
手も見せず懷剣で化物の手を根本から切り落した。化物は便壺に落ち
這方の態で逃げて行つた。切り落した手は骸骨の如く痩せしなび鱗が
まばらについていた。其から三日目の夜から「手を返せ、腕を返せ」
と衰れな叫び声が続いて聞えて来た。五日日の夜余りにあわれな泣声
に、妻は雨戸を開いて腕を返せばどうするかと問うと、暗に隠れた河
童は「仙秘薬でつります、其も七日を過ぎれば駄目になるから是非今
夜返して呉れ」と答え、その秘薬を教えて呉れれば返してやると妻は
主張し、教えられぬ、では返さぬの押問答の末、妻は仙秘薬の調合法
を詳しく河童から聞きとり、河童の手はその夜返してやつた、その薬
は骨つぎの間で妙薬として作られていた。

佐伯のみならず旧杵に於てもこの妙薬は伝つてゐるものと見え、市
販されていたが余程の妙薬であつたのだろう。